

7月の「月一」です。この一か月、如何お過ごしでしたか？  
 夏が来るのを忘れたかのような ジメジメ曇天の日々が続きました。辛いことに耐える力を試されているような事件も起きました。  
 いよいよ梅雨も明けそうです。運賃割引の実現はまだ先になるのですが、下記のような、明るい「みんなねっと情報」がありました。

## ◆◆——みんなねっと情報——◆◆

JR 等の交通運賃割引制度を精神障害者も対象とする「請願」が、衆参両院の国土交通委員会で6月26日に採択されました。2016年5月13日、162名の要請団が全国から集結、62万余筆の国会請願中央行動から 4回目となる国会請願が衆参両院で採択という画期的な成果を得ることができました。

この成果を契機に、公営交通はもとより、JRをはじめとする旅客鉄道、高速道路、旅客船などの交通事業者に対する要請行動を旺盛に展開し、早期実現を目指しましょう。

### 第198回国会 請願の要旨

新件番号	2015	件名	精神障害者の交通運賃に関する請願
要旨			<p>憲法第十四条は「法の下での平等」をうたい、国連の障害者権利条約第四条は「この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控えること」と明記している。障害者基本法は、精神障害者も「障害者」と規定している。障害者差別解消法は、「差別の解消」を宣言している。障害者が移動をする際に公共交通機関の役割は必要不可欠なものとなっている。現在、身体・知的障害者に適用されている交通運賃割引制度から精神障害者は除外されている。国においては、憲法・条約・国内法の理念や条文、また、三障害一元化の趣旨を踏まえて、JRその他の鉄道、航空機、旅客船及びタクシーの各運賃、高速道路その他の有料道路の通行料金に関わる交通運賃割引制度を精神障害者にも適用されるよう適切な措置を講じることを強く求める。</p> <p>ついては、次の事項について実現を図られたい。</p> <p>一、精神障害者も身体・知的障害者と同等にJRなど交通運賃割引制度の適用対象にすること。</p>

梅雨が明ければ、夏本番！

必ず、猛暑が付いてくる……トホッ

水分補給をこまめにして

熱中症にならないように気を付けましょう！！

